

長野県工科短期大学校公的研究費管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定平成26年2月18日改正）に基づき、長野県工科短期大学校（以下「本校」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めて、公的研究費を適正に管理運営することを目的とする。

(公的研究費)

第2条 この規程において「公的研究費」とは文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(管理体制)

第3条 本校の公的研究費の適正な管理運営を行うため、最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は校長とし、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 本校全体を統括し、公的研究費の管理運営について最終責任を負うこと。

(2) 統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮すること。

3 統括管理責任者は事務局長とし、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 公的研究費の管理運営について統括する実質的な責任と権限を持つこと。

(2) 不正防止計画推進部署及び事務局を指揮し、不正防止が有効に機能するよう努めること。

(3) 公的研究費に係る不正使用の通報があった場合は、調査チームを設置し不正行為の調査に当たること。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、公的研究費の使用に当たっては「科学研究費補助金取扱規定」（昭和40年3月30日文科省告示第110号）等の関係規程を遵守するほか、研究費の原資が公的資金であることからその用途についての説明責任があることを認識しなければならない。

(事務処理手続及び使用ルールに関する相談受付窓口)

第5条 効率的な研究遂行を支援するため、公的研究費の事務処理手続及び使用ルールに関し、本校内外からの相談を受け付ける窓口を事務局に設置する。

(不正防止計画の策定)

第6条 統括管理責任者は、公的研究費に係る不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進チーム)

第7条 不正防止計画を推進する部署として、不正防止計画推進チームを設置する。

2 不正防止計画推進チームは、最高管理責任者が任命する教員1名、事務局次長、統括管理責任者が任命する事務局職員1名で構成し、任命者が職員会議に報告する。

3 不正防止計画推進チームは、監査部門と連携し次の業務を行う。

- (1) 不正発生要因の把握と防止策の検討
- (2) 不正防止に関する諸規程の整備
- (3) 不正防止に関する研修及びモニタリング

(不正に関与した教職員への処分)

第8条 不正に関与した教職員に対する処分については、県職員の例によるものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第9条 不正な取引に関与した業者に対する処分については、「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日22管第285号長野県総務部長通知）」によるものとする。

(不正行為通報受付窓口)

第10条 公的研究費に係る法令違反、不正使用等の内外からの情報を受け付ける窓口を事務局に設置する。

2 不正行為通報受付窓口担当者は、不正行為に係る通報を受け付けた場合は速やかに統括管理責任者に報告する。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに必要な調査等の措置を講じるものとする。

(内部監査体制)

第11条 最高管理責任者の下に、公的研究費の適正な管理を行う監査部門として、監査チームを設置する。

2 監査チームは、最高管理責任者が任命する教員2名及び事務局職員1名をもって構成し、任命者が職員会議に報告する。

3 監査チームは、財務に関する監査のほかモニタリング機能等本校全体の体制についても検証する。

4 監査チームは、不正防止計画推進チームと連携し内部監査を実施する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月30日から施行する。